

# 京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）について

## 京都市の小中一貫教育

今日、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、主体的に自己の進路を決定できる能力など、一人一人の可能性を最大限に伸ばすためには、急速な社会の変化や子どもたちの心身の発達状況の変化に的確に対応した教育を進めることが必要です。そのためには、小学校と中学校の学びと育ちを義務教育9年間という連続性のもとでとらえ直し、計画的、系統的な教育課程を編成し、子どもたちの個性・能力を引き出していくことが求められています。

京都市では、平成16年度に内閣府の構造改革特区制度を活用し、2中学校区で小中一貫教育を導入するとともに、全ての小中学校に「小中連携主任」を設置し、小中学校の連携強化を図る取組を開始しました。そうした実践を重ね、平成23年度からは、次の5つの視点を基に、中学校区ごとの状況に応じた小中一貫教育を全市的に展開しています。

### 小中一貫教育・京都市の5つの視点（小中一貫教育を進めるための方針）

① 小中一貫教育目標の設定	小中学校で目指す子ども像を共有し、子どもたちの「生きる力」の育成を図る
② 教育課程・指導形態の工夫・改善	教育課程（カリキュラム）の編成や指導形態などの工夫・改善を図り、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指す 【例】京都市スタンダード（教育課程指導計画）に基づく教育活動の実践 中学校教員による小学校での授業
③ 教育活動の連続性の確保	子どもたちの教育活動の連続性を高める 【例】小学生の中学校体験入学（授業体験、部活動体験） 小中合同や小小合同での行事（文化的行事、体育的行事、遠足等）
④ 教職員間の連携・協働	小中学校の教職員間の「連携」と「協働」を深める 【例】京都市小中一貫学習支援プログラムや全国学力・学習状況調査の結果の共有・分析 小中合同研修会や授業研究の実施
⑤ 家庭・地域との連携・協力	家庭や地域との「連携」・「協力」をより一層推進する 【例】小中合同でのPTA・地域行事の実施 小中合同の学校運営協議会の設置

## 小中一貫教育の成果

こうした小中一貫教育の推進により、次のような成果が認められています。

### <教職員の視点から>

小中学校の教職員間で、授業改善や生徒指導の手法など互いの良さを取り入れる意識や中学校卒業後の進路を見据えた学力保障の必要性に対する認識が高まるなど、教職員の意識改革が進み、指導方法の工夫・改善につながっている。

【例】京都市スタンダード（教育課程指導計画）を基に、指導単元の前後関係や領域ごとの系統を踏まえ、つながりを意識しつつ、9年間の見通しをもって、子どもたちの実態に応じた指導を行う

中学校区の児童生徒の課題に応じ、道徳教育や総合的な学習の時間などを軸として、重点的に指導する単元を整理し、授業研究を進める

### <子どもたちの視点から>

京都市小中一貫学習支援プログラムや全国学力・学習状況調査の結果分析を小中合同で実施したり、困りを抱える子どもの状況を小中で共通理解することなどにより、いわゆる「中1ギャップ」の緩和や中学校への進学に不安を覚える児童の減少など、生徒指導上の成果はもとより、全国学力・学習状況調査の結果など、子どもたちの学習面にもその成果が表れている。

### <保護者・地域の視点から>

学校運営の基本的な方針の承認や学校関係者評価・学校支援活動など、保護者・地域の方に学校運営に参画いただく学校運営協議会について、小中合同の学校運営協議会が14中学校区で設置されるなど、地域ぐるみで9年間の学びと育ちを組織的に支える取組が展開されている。

## 小中一貫教育の新たな展開

国の教育再生実行会議は、平成26年7月に第5次提言を取りまとめ、本市を含む全国各地での先進的な取組を受け、「小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する」ことを求めました。また、平成26年12月には中央教育審議会から、義務教育9年間の教育課程を一体化した「小中一貫教育学校」の創設など小中一貫教育の制度化が答申されました。こうした提言や答申を受け、平成27年6月の学校教育法等の一部改正などにより、平成28年度から、新たな学校種である「義務教育学校」や9年間の教育を一貫して行う小中一貫型の小学校・中学校である「併設型小・中学校」の設置などが可能となったところです。

(小中一貫教育の制度化の概要)

※網掛け部分が、現行制度からの主な変更点

	義務教育学校	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校
法令上	・義務教育学校（新たな学校の種類）	・小学校及び中学校
学校の名称	・〇〇義務教育学校 （ただし、「〇〇学園」等、従来どおりの呼称を正式名称とすることも可能）	・〇〇小学校 ・〇〇中学校
修業年限	・9年 （ただし、前期課程6年と後期課程3年に区分）	・小学校6年 ・中学校3年
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用したうえで、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成（*） ・小・中の学習指導要領を適用したうえで、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織	・学校ごとに校長 ・学校ごとに教職員組織  （一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施（*） 例えば、学校間の総合調整を担う者を任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任など）
教員免許	・教員は原則小・中免許を併有 （当面の間は経過措置あり）	・教員は各校種に対応した免許を保有
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能	・施設の一体・分離を問わず設置可能
就学指定	・対象	・対象
入学者選抜	・実施しない	・実施しない
規定整備	・義務教育学校条例（仮称）の新設	・教育委員会規則による指定の見込み

\*通常の小中連携と区別するため、これらの事項は要件化された。

(小中一貫教育の制度化導入に伴うメリット（文部科学省からの説明より）)

① 教育課程の特例

小中一貫教育を推進するための柔軟な教育課程の編成に関して、教育課程特例校の制度（文部科学省による指定）によることなく、設置者の判断で実施できる。

② 教職員定数

義務教育学校の教職員定数について、校長1名及び教頭2名分に加え、副校長又は教頭分1名を措置する。

③ 新たな義務教育学校の整備に係る国庫補助

これまで、小学校同士、中学校同士の統合校整備にのみ、1/2国庫負担が適用されていた。このため、2小1中の統合による校舎整備の際は、小学校分の整備にのみ1/2国庫負担が適用され、中学校分については統合校整備に係る国庫負担の適用がなかった。

28年4月以降は、小学校と中学校の統合による義務教育学校の整備についても、1/2国庫負担が適用される。

「義務教育学校」や「併設型小・中学校」においては、9年間の教育目標の設定や、系統性を確保した教育課程の編成を行ったうえで、小中一貫教科の創設など小中一貫教育を推進するための柔軟な教育課程の編成が、文部科学省の指定によらず実施できることとなりました。

こうした小中一貫教育の新たな展開を、特色ある「教育課程の編成」や「学校組織の工夫」等の更なる充実につなげる契機とするため、別紙の「京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）」を策定しました。

各小中学校において本試案に基づき、改めて小中学校間での取組を点検するとともに、更なる連携・協働に向けた協議・研修等を行い、中学校ブロックの状況に応じた小中一貫教育についての教育構想等を明らかにし、具体的な実践を進めてください。

小中一貫教育の推進については、原則中学校区を単位とする。

ただし、児童が小学校卒業後、複数の中学校へ進学する通学区域の複雑な小学校を有する中学校区については、関係する全ての中学校とその校区下にある小学校をあわせた中学校ブロックを単位とする。

なお、そうした中学校区においては、小学校では複数の中学校へ進学する子どもたちが在籍することなどにより、小中一貫教育目標の設定や取組の実践など、小中一貫教育の推進に課題を抱えており、関係する中学校区を合同したブロック全体で中学校体験入学の実施日を統一したり、ブロック全体での小中合同研修会を開催するなど、地域において取組を工夫いただいている。

平成28年度には、特に複雑な通学区域を有する中学校区などにおいて、教育委員会とともに検討を重ね、京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）に基づく、ブロックの状況に応じた小中一貫教育について、工夫・検討と実践をさらに進めていただく予定をしている。

# 京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）

これまでの「小中一貫教育・京都市の5つの視点」に基づく取組に加え、新たに次のねらいを踏まえた「5つの実践」に取り組むことにより、校区の状況に応じ、小中一貫教育の更なる充実を図る。

## 1 小中一貫教育・京都市の5つの視点

① 小中一貫教育目標の設定	小中学校で目指す子ども像を共有し、子どもたちの「生きる力」の育成を図る
② 教育課程・指導形態の工夫・改善	教育課程（カリキュラム）の編成や指導形態などの工夫・改善を図り、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指す
③ 教育活動の連続性の確保	子どもたちの教育活動の連続性を高める
④ 教職員間の連携・協働	小中学校の教職員間の「連携」と「協働」を深める
⑤ 家庭・地域との連携・協力	家庭や地域との「連携」・「協力」をより一層推進する

## 2 小中一貫教育・京都市の5つの実践

### 【9年間の教育目標の設定】・【9年間の系統性を確保した教育課程の編成】

小中連携・小小連携を含め中学校ブロック内の小中学校が、義務教育9年間の子どもたちの学びと育ちの全体像について共通理解し、学習指導や生徒指導等において互いに連携・協力するという観点から、中学校ブロックとしての小中一貫教育に関するビジョンを示すことが必要である。

### 【小中一貫教育を担保する組織運営上の工夫】

中学校ブロックにおいて、一貫した教育を継続的・安定的に展開するためには、校長間の意思疎通はもとより、学校間の意思決定の調整システムとして、小中学校を一体的にマネジメントする体制づくりが必要である。

また、保護者・地域との関係においても、地域の子どもたちの姿や目指すべき子ども像を共有し、組織的・継続的に学校支援体制を構築することも必要である。

以上のねらいを踏まえ、各中学校ブロックにおいては、以下の「5つの実践」に取り組まれない。

- 1 各中学校ブロックで、小中学校の校長が協議し、地域の子どもの現状と課題や義務教育卒業時に目指す子ども像、さらに目指す子ども像の実現に向けた「つきたい力」及び「軸となる取組・活動」などを明らかにした、『小中一貫教育構想図（グランドデザイン・戦略マップ等）』を作成する。

作成に当たっては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成や、学校教育の重点で触れられている観点などを踏まえてください。

- 2 『軸となる取組・活動』について、9年間の系統性のある年間計画を作成するとともに、「学びの約束・ルール」などを明確にする。

中学校ブロックで実践する「軸となる取組・活動」については、各教科や外国語活動・英語、総合的な学習の時間、道德等の教科・領域における指導内容・方法の工夫や、中学校ブロック独自の小中一貫教科の創設など学習指導に関するもののほか、生徒指導、障害のある児童生徒の教育、食育・健康教育・安全教育・体力向上、児童生徒会活動などが考えられます。

- 3 小中一貫教育の企画・立案や各教科等における取組の推進体制について、小中学校合同の部会などを設け、教職員間の連携と協働を図る。

小中合同の部会については、校長・小中連携主任はもとより、教頭・教務主任・研究主任・生徒指導主任・各教科担当・養護担当による部会などが考えられます。  
また、中学校ブロックでの必要に応じ、中学校ブロックを総括する校長を決定することも考えられます。

- 4 「つきたい力」の実現状況や「軸となる取組・活動」の評価を、学校評価のPDCAサイクル（計画⇒実践⇒評価⇒改善）を用いて絶えず点検し、その質の向上を図る。

- 5 小中一貫教育構想や「つきたい力」などの内容について、学校運営協議会や学校評議員と協議するとともに、保護者・地域への周知に努めるなど、家庭・地域との更なる連携・協力を進める。

また、小中学校合同の学校運営協議会の設置に向けた検討を進める。